

第521回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和2年7月28日（火）10時00分～11時15分

2 場 所 対翠閣（しいたけ会館）7階 連理・比翼の間

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、植木委員、佐藤委員、中野委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、長屋委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）

(2) 意見聴取結果について

(3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について

(4) 特定最低賃金改正決定に係る申出について

(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

(6) その他

ア 今後の日程について

イ その他

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

(2) 令和2年度地域別最低賃金額決定の目安について（答申）

(3) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

- (4) 鳥取県最低賃金の改定に関わる意見
- (5) 令和2年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するためのアンケート結果（令和2年7月17日現在）
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果
- (7) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (8) 地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高校卒）（鳥取県）
- (9) 求人票に記載された賃金額資料
- (10) 毎月勤労統計調査（きまって支給する給与関係時系列表・所定内給与関係時系列表 全国・鳥取県）
- (11) 毎月勤労統計調査（平均月間総実労働時間、平均月間所定内労働時間 全国・鳥取県）
- (12) 令和2年 春闘賃上げ 各集計機関別集計状況
- (13) 鳥取県の経済動向（令和2年7月号）（鳥取県）
- (14) 鳥取県の経済動向（R2.1～R2.7）、鳥取県内の経済情勢（R2.1、R2.4）
- (15) 山陰の金融経済動向（日本銀行 松江支店 2020.7.1）
- (16) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果（2020年6月調査）（日本銀行松江支店）
- (17) 消費者物価指数の推移（鳥取市）
- (18) 鳥取地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引上げ、地域間格差の解消を求める要請書
- (19) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
- (20) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (21) 令和2年度鳥取地方最低賃金審議会・専門部会開催予定（案）

机上配布資料

- ・第2回 目安小委員会資料
- ・第3回 目安小委員会資料
- ・鳥取県の緊急支援策

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第521回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中又非常に暑い中、御出席いただきありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局より3点御報告させていただきます。

まず、本審議会の成立について報告いたします。

使用者側委員の花原委員と平木委員が出席されていませんが、欠席の御連絡をいただいておりますので、じきにお見えになるものと思います。

現在13名の御出席が確認できますので、最低賃金審議会令の規定に基づき、全委員の3分の2以上の出席要件を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

次に、本審議会の公開公示の結果についてですが、審議会の傍聴希望者を公示により募集しましたところ、4名の方の申込みがあり傍聴されている事を御報告いたします。

最後に、鳥取県最低賃金専門部会について御報告いたします。

第520回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取県最低賃金の改定に係る諮問を受けて設置することになりました、鳥取県最低賃金専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の推薦公示を6月30日から7月17日まで行いました。

関係労働者を代表する委員について3名、関係使用者を代表する委員について3名の推薦がありました。

この推薦を受けまして、鳥取労働局長が7月21日付けで公益を代表する委員、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員をそれぞれ3名任命させていただきました。

資料の1ページに専門部会委員名簿を載せておりますので御覧ください。

以上、御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いします。

○岩井会長 議事に入りたいと思います。

議事の1、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についての伝達について、事務局から説明をお願いいたします。

○久保田賃金室長 令和2年7月22日に中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が為されましたので、伝達させ

ていただきます。

資料2として3ページに答申の写しを提出していますので御覧ください。

〔答申、公益委員見解、小委員会報告の読上げ〕

ただ今の、目安答申等で引用されている、平成29年全員協議会報告は、昭和53年から始まりました目安制度を初めて見直した平成7年に、おおむね5年ごとに見直しを行うことが適当とされたことから、数次に渡る見直しを行っていきまるところの、平成29年3月28日の目安制度の在り方に関する全員協議会報告のことで、同日の中央最低賃金審議会です承されているものでございます。

資料3で中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を提出していますので、御確認いただきたいと思います。又、机上配布資料として目安小委員会の第2回・3回の資料を提出しています。

〔資料説明〕

○岩井会長 大量の資料説明ですね。

目を通していただいたと思いますが、今、事務局より説明がございました点につきまして、質疑等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 労働者側の田中でございますけれども、事務局が作成していただいた資料をこれからじっくり見させていただきます。

今回、中央最低賃金審議会において目安が示されなかったことにつきまして、非常に遺憾にとらえております。

過去を振り返りますと、目安が示されなかったのは2009年のリーマンショック以来11年ぶりとなります。

ここ数年の最低賃金改定において、約3パーセントの引上げがなされてきておるところで、まず、率直に、この流れを止めたくないと思っております。

最低賃金近傍で働かざるを得ない人々がいるということは事実であり、そういう弱い立場の人たちにとって、最賃の引上げということは強い意味を持つものであるととらえています。

コロナ渦の中で、雇用の維持と最低賃金を引き上げないという考えを混在させず、審議をする中で、全てコロナと結び付けることなく真摯な議論をしたいと考えています。

以上です。

○岩井会長 ありがとうございます。他に何か今の目安答申につきましての御意見があり

ますでしょうか。

では続いて、議事の2意見聴取結果について事務局から説明してください。

○久保田賃金室長 意見聴取結果について説明させていただきます。

意見聴取につきましては、先回の第520回審議会において、3種類の意見聴取の実施について御了解をいただきました。

1点目でございますが、関係労働者と関係使用者からの意見書の提出につきましては、最低賃金法第25条第5項に基づき、6月30日から7月17日まで間、労働局並びに労働基準監督署での公示、労働局ホームページ掲載により意見を募集しましたところ1件、意見書の提出がありましたので、御報告いたします。資料4を御覧ください。

〔「鳥取県最低賃金の改定に関わる意見」の読上げ〕

以上意見書が提出されていますので御報告いたします。

2点目でございます。最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見陳述につきましても公示等により募集いたしましたところ、1名の申出がありましたので今後開催いたします、第2回の鳥取県最低賃金専門部会において意見陳述をしていただく予定としています。

最後3点目、最低賃金に関するアンケートでございます。資料5でアンケートの実施結果を提出しています。

〔資料説明〕

○岩井会長 ありがとうございます。

今の事務局の説明に対して、質疑などありますでしょうか。

それでは、続いて、議事の3、最低賃金に関する基礎調査結果等その他関係資料について、事務局から説明してください。

なお、議事内容が多いので、事務局の説明は、極力手短にお願いします。

〔資料説明〕

○岩井会長 はい、今の事務局説明についてはどうでしょうか。

なかなか資料が多くて目を通すだけで一苦勞という感じもしますが、質疑などありませんでしょうか。

では続いて、議事の4、特定最低賃金の改正決定に係る申出について、事務局から説明してください。

○西村賃金室長補佐 特定最低賃金改正決定の申出状況を説明いたします。

初めに、資料19 157ページを御覧ください。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、電機連合鳥取地域協議会議長から鳥取労働局長あてに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る申出書が提出されました。

なお、鳥取県各種商品小売業最低賃金については、意向表明はされておりましたが、改正に係る申出書の提出はありませんでした。

では、最低賃金決定要覧の212ページを御覧ください。

新産業別最低賃金の運用方針ですが、新産業別最低賃金いわゆる特定最低賃金の改定に関する申出については、1の(1)のロにおいて、(イ)同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合、通常、労働協約ケースと称される場合と(ロ)事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合、公正競争ケースと称される場合の二つのケースの要件が定められています。

今回の鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の申出は、労働協約ケースに該当しますので、(イ)の要件が必要となります。この要件は、一定地域内の事業所、つまり鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとされています。

資料157ページの申出書では、この最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者数は、申出書の記の2の7、672人であり、この人数は、平成28年経済センサスによる鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の対象業種に係る雇用労働者数から、前年に実施した最低賃金に関する基礎調査により推計した適用除外労働者を差し引いた数です。

これに対し申出の基幹労働者数は、記の1にあるとおり、2,725人です。

これと先ほどの基幹労働者との割合を見るため、記の5の算式にあてはめると、35.5%で3分の1以上であり、要件をクリアしています。

次に、記の5におきまして、労働協約による最も低い賃金額は時間額820円となっております。以上です。

○岩井会長 はい、ありがとうございます。

今の事務局説明に対し、質疑などありますでしょうか。

特に質疑もないようなので、議事の5、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問について、事務局から説明をお願いします。

○西村室長補佐 はい、最低賃金改正要覧の145ページを御覧ください。

最低賃金法第15条第2項の規定では、特定最低賃金の改正決定するよう申出があった場合、労働局長が、必要であると認めたときは、労働局長は最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴き、申出に係る特定最低賃金の改正を決定することができる」と規定しています。

今般、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただきます。

○石田労働局長 鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由殿。鳥取労働局長、石田聡。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）、令和2年7月14日付けをもって、申出代表者電機連合鳥取地域協議会、議長、笈憲之介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

〔局長から会長へ諮問文を手交〕

○岩井会長 ただいま鳥取労働局長から諮問を受けました。

特定最低賃金の専門部会での審議をお願いいたします。

それでは、次の議題6に移りまして、その他になります。

事務局から今後の日程などにつきましての御説明をお願いいたします。

○西村賃金室長補佐 それでは、今後の日程について御説明いたします。

資料163ページの令和2年度鳥取地方最低賃金審議会・専門部会開催予定（案）を御覧ください。10月1日発効を目指すためには、8月5日の本審議会で決議が必要となりますが、事務局としては、充実した審議をお願いしたいと考え、次のような日程を提案いたします。

本日、この審議会の閉会后、準備が整い次第、第1回専門部会を開催いたします。

第2回専門部会を7月30日木曜日10時30分から、第3回専門部会を8月4日火曜日10時30分から、第4回専門部会を8月6日木曜日10時30分からの開催を提案いたします。

8月6日の第4回専門部会で結審していただき、本審議会を8月7日金曜日14時から開催したいと考えます。

なお、本年度も審議会令第6条第5項を適用することとなっていますので、専門部会が全会一致で結審となった場合、部会において答申していただきますので、答申のための審議会は開催しない事となります。

8月7日に審議会で答申をいただきますと、異議申出の公示を15日間行いますので、その締切日が8月24日となることから、その翌日の、8月25日火曜日10時30分から、異議申出に対する本審議会の開催を提案させていただきます。

なお、異議申立てに対する審議会は官報公示の関係から、最短発効にするためには午前中に開催する必要があることを申し添えます。この場合の発効日は10月3日となります。

以上提案させていただきます。

次に、先ほど、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきまして、改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

今後、特定最低賃金専門部会委員の推薦公示を本日から8月17日月曜日まで行い、関係労働者代表委員並びに関係使用者代表委員に係る委員の推薦をいただき、公益委員を含めて特定最低賃金専門部会委員の任命を行い、専門部会を設置して改正決定の必要性の有無の審議を行っていただきます。

また、答申において必要性ありとなった場合には、金額審議等の審議をいただくこととなります。

○岩井会長 ありがとうございます。

今の事務局の提案につきまして、御都合の悪い方はおられますか。

日程的には非常にタイトな日程になっておりますけれども。

○平木委員 今の説明のあったところの日程の中で私は8月7日の審議は出られません。

○岩井会長 平木さんだけですか。ほかはいかがですか。

○高橋労働基準部長 8月7日の日程につきまして、異議審の日程や発効日の都合もござ

いますので、このままいかせていただきたいなと思っているところがございます。

いかがでしょうか。

○岩井会長 平木委員はそれでよろしいですか。

○平木委員 はい。

○岩井会長 以上で本日予定の議事は終了いたしましたけども、委員の皆様からの発言があればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 あの、よろしいですか。

○岩井会長 はい。

○田中委員 日程については大丈夫なのですが、確認したいことがあります。

8月7日の午後から答申が予定されていますが、7日の午前中に5回目の部会を開くという予定は組めないものでしょうか。

○高橋労働基準部長 開催につきましては、7日の当日、午前中から会場を押さえてございますので、予定を組むことは可能です。

○田中委員 ありがとうございます。

○岩井委員 ほかに何か委員の皆様から意見はありますか。

○田中委員 日程以外で。

○岩井委員 はい。

○田中委員 もう一点、すみません、田中ばかりで。

資料というか、データとして、もしいただけるのであればなんですけれど、鳥取県内で働きた人、要は新規学卒者の賃金額と最賃額での比較みたいな資料って、なにかあったりしないかと思ひましてね。

○久保田賃金室長 すみません、失礼いたしました。

お示した資料一覧の中で7以降の説明が行えておりませんでした。

〔資料説明〕

お話いただいた、新規学卒者の賃金額と最賃額の比較につきまして、資料8が該当してくるかと思ひますので、改めて御一読いただければと思ひます。

不手際があり、申し訳ありませんでした。

○岩井会長 ありがとうございます。とにかく資料がいろいろございますので、まずは資料を拝見したうえで、審議を進めたいと思ひます。事務局からそのほかに何かございますか。

○西村賃金室長補佐 いえ、特にはありません。

○岩井会長 はい、それでは、以上で本日の審議会をこれで閉会したいと思います。御苦
勞様でした。